

静岡浅間神社の衣服の遺品、 (第1報)
 国学院大学栃木短期大学、 栗原澄子。

目的、江戸時代の武家の染織類には、どのような種類のものがあるか、それは、どのような形態・縫製方法であったかをしらべる。

方法、静岡浅間神社に保管されている『御神服調書』名では「御宿直衣」とされている遺品8点を対象とした実態調査である。

結果、遺品8点は『駿陽歴代記』によれば寛永18年に三代将軍家光公が奉納したもので、家光が浅間神社の大造営を寛永11年から18年まで行ったことにもない、京都より行事官越前守を駿河に呼び、当地で御祭神の御領を仕立させに遺品類のうちの8点である。

名称は、『駿國雜志』も、昭和12年記の『御神服調書』にも「御宿直衣」とされているが、『久能山東照宮伝世の文化財』の、これとほぼ同じ遺品には「宿衣物」としてされているので、正確な名称は不明であるが、宿直の時に使用したのものにはまちがいない。

地質は、6点は表地に牡丹唐草文錦で、他の2点は棕櫚文である。裏地はいずれも紅平絹で、真綿入りのものである。

形態は、4点は左前身頃・他の4点は右前身頃の丈のみが長く、8点とも裾は袖肘より下は縫い合わされず放れた形態である。

この8点は静岡浅間神社(神部神社・浅間神社・大歳御祖神社・麓山神社)の御祭神の御領として奉納されたものと伝えられているので、浅間神社の御祭神の木花開耶姫命の御神紋が棕櫚葉であるので、2点の棕櫚文の御宿直衣はこの御祭神のもの、他の6点はいずれも同じ牡丹唐草文であるので、3社の区別は不明である。